

令和 5 年度 船橋市地域ケア会議開催計画

令和5年4月

高齢者福祉部 地域包括ケア推進課

1. 目的

地域ケア会議は、

個別支援の充実

地域づくり

「高齢者個人に対する支援の充実」と「それを支える社会基盤の整備」
を同時に進め、高齢者が地域での尊厳のあるその人らしい生活の継続ができるようにすること(地域包括ケアの推進)を目的としています。

⇒平成27年度施行の改正介護保険法により、各市町村においては、「地域ケア会議を行うよう努めなければならない」と規定されました。**(努力義務化)**

2. 主な機能

- ①個別課題解決機能
- ②ネットワーク構築機能
- ③地域課題発見機能
- ④地域づくり・資源開発機能
- ⑤政策形成機能

⇒これらの機能を発揮するため、地域の実情に応じた会議体系をデザインすることが求められています。

⇒したがって、「これが正しい地域ケア会議の体系」という決まったデザインはありません

3. 体系

例えば、「開催レベル」「会議目的」「運営形態」のような違い等を認識したうえで、個別課題を検討する地域ケア会議から、地域課題の抽出・発見、さらには解決に向けた検討を行っていく地域ケア会議まで、どのようにそれぞれの会議をつなげていくかをデザインします。

開催レベル	①市町村レベル ②日常生活圏域レベル ③個別レベル など
会議目的	①個別課題の解決や地域づくり・資源開発など、 <u>機能ごとの目的</u> ②認知症施策や医療・介護連携などの <u>分野別</u> に設定された目的 ③介護予防の推進やケアマネジメント支援などを中心とした目的 など
運営形態	①開催頻度（随時開催・定例開催） ②参加者選定（実務者レベル・代表者レベル） など

4. 船橋市における地域ケア会議の体系

国の分類 ※	開催 レベル	名 称	参加者	頻度	内容	機能				
						① 個別課題解決	② ネットワーク構築	③ 地域課題発見	④ 地域づくり	⑤ 政策形成
地域ケア 推進会議	市	① 高齢者虐待防止等 ネットワーク運営委員会	市レベルの医療・介護・福祉・地域等関係代表者	定例	各種サービスの充足状況等の分析、地域ケアの方策の検討など		◎			◎
	地区	② 全体会議	地区レベルの医療・介護・地域等関係代表者	定例	地域課題、地域づくりの検討など	○	◎	◎	◎	
地域ケア 個別会議	個別	③ 個別ケア会議	ケースの直接関係者	随時	対象者支援	◎	○	○	○	
		④ 自立支援ケアマネジメント 検討会議	リハビリ職等の専門職、担当ケアマネジャー等	定例	個別事例を通じたケアマネジメント支援	◎	○	◎		

※国では、「地域ケア会議」の名称として、「機能」に着目し、①個別課題解決機能、②ネットワーク構築機能、③地域課題発見機能については主に地域包括支援センター主催による『**地域ケア個別会議**』、④地域づくり・資源開発、⑤政策形成機能については検討内容によって地域包括支援センターまたは市町村主催による『**地域ケア推進会議**』と称するなどが考えられます。

5. 会議の開催予定数

●自立支援ケアマネジメント検討会議

- ・会議開催予定回数 : 24回
 - * 基本的に第3、第4水曜日 15～17時の間に開催

●地域ケア会議(全体会議)

- ・開催予定数(全24地区):98回